

ふれあい片品インターネットサロン事業要項

(公衆無線LANサービス事業)

片品村社会福祉協議会

目 的 情報通信技術（I T）の発展に伴いインターネットを活用することにより、高齢者から小中学生までの幅広い年齢層に世代間交流を図れる場所の提供を行い、住民がパソコン体験やI Tの活用により、生活の利便性の向上並びに社会参加を促し、ふれあいの村づくりを目指すことを目的とする。併せて、高齢者のパソコン教室にI T環境を提供することにより、学習の資質向上を図ることを目的とする。

実施主体 片品村社会福祉協議会

対 象 者 片品村社会福祉協議会の会員（及び同一世帯員）で利用登録をした者

利用規程 詳細は別に定める

利用場所 片品村中央公民館 2階 第二図書室 及び 会議室、その周辺

利用手続 利用申請書（別紙）を3営業日前までに提出し許可を受けること
※利用規約に違反した者は利用停止する事があります

有効期間 1年間とし、継続申請するものは申請書を更新の時に申請する
※ただし社協会員に協力されない時点で利用停止とする

利 用 料 利用料は無料とする
※インターネット上の有料サービスは利用者の負担となります

利用時間 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祭日・年末年始を除く

付 則 この事業は平成21年8月1日から実施する。

ふれあい片品インターネットサロン利用規程

(公衆無線LANサービス利用規程)

当サービスご利用の利用者には本規程に従ってご利用いただきます。サービスを利用することによって、本規程の内容を承諾いただいたものとします。本規程は、予告なしに変更する場合があります。

- 本サービスは、利用者ご自身の責任のもとで利用することを基本原則とします。
- 本サービスを利用する際の「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」を遵守願います。
- 本サービスは、利用者が持ち込んだ端末機の故障について、一切保障を致しません。
- 本サービスは、利用者の情報流出・情報破壊・コンピュータウイルス感染等の事故について一切保障を致しません。
- 本サービスは、利用者同士のトラブルについては一切責任を負いません。
- 他の利用者の迷惑とならないよう、パソコン・PDA等の音声は消音の上ご利用願います。イヤホン着用でも他の迷惑にならないよう小音量にして下さい。
- 本サービスのご利用料金は無料ですが、インターネット上の有料サービスは利用者のご負担となります。
- 利用できるサービスはホームページの閲覧、メールの送受信に限定します。
- 当無線LANはWi-Fi認定のIEEE802.11n/g/bに対応しておりますので幅広くご利用いただけます。
- 無線接続したパソコン同士での通信を禁止することにより、利用者間でのセキュリティを確保しています。(無線LAN装置の「プライバシーセパレータ機能」を使用しています)
- セキュリティ対策のため暗号化キーを設定しておりますが、無線盗聴等を完全に防ぐものではありません。

- 暗号化キーは、利用者に予告無く変更いたします。
- 本サービスは、利用者に予告無くサービス提供の停止・中止をすることがあります。
- 回線及び電波状況により十分な速度で動作できない場合もございます。
- 片品村中央公民館 第二図書室 及び 会議室付近で利用可能です。
- 機器（無線LANカード）の貸し出しを行なっておりますので社会福祉協議会までご相談下さい。（1回100円程度の募金に協力下さい。）
- ご利用に関し、技術的なご質問に関してお答えすることはできません。利用者ご自身でアクセスポイントまでの接続をお願いします。
- 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について、社会福祉協議会では一切責任を負いません。
- 上記利用規程に反する態様で当サービスをご利用の利用者はご退場並びにサービスの利用停止をしていただくこともあります
- 本サービスでは、無線LANカードのMACアドレスを控えさせていただいております。
この情報は以下の場合を除いて一切外部に公開いたしません。
 - ・裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
 - ・利用者の行為が利用規約に反し、片品村社会福祉協議会の権利、財産やサービス等を保護するため、必要と認められる場合

以上の利用規程に同意した上で、ふれあい片品インターネットサロンをお互いに気分よく利用できるようお願いいたします。